修 18 - 20

本社ビル外壁改修工事

工事仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、千葉都市モノレール(㈱本社ビル(中央指令所)の外壁改修工事に適用する。

(適用基準)

- 第2条業務実施にあたっては関連する法令等によるものの他、次の各号に掲げる基準等を適用する。
 - ·公共建築工事標準仕様書(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - · 建築改修工事管理指針(最新版)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
 - ・千葉都市モノレール関連基準集

(施工箇所及び寸法)

第3条 施工箇所・施工内容については、別図「施工箇所」のとおりとする。

(施工内容・数量)

第4条 施工内容・数量については、別表「数量内訳書」のとおりとする。

(提出書類)

第5条 施工にあたり、次の書類を提出するものとする。

- 1. 着工書類
 - 工事着手届 主任技術者届 現場代理人届 工事計画書(工程表付き) 作業申込書
- 2. 竣工書類、図面
 - 工事完成届
 - 工事完成報告書(記録写真付き)
- 3. その他工事監督員が指示するもの。

(作業の着手及び終了)

- 第6条 作業にあたり、その14日前までに作業申込書により監督員あてに通知するものとする。
 - 2. 作業が終了した時はその都度後片付けを行い、確認したうえで関係箇所に作業終了の連絡をするものとする。

(監督員の立会い)

第7条 監督員が立会いを指示した作業は、監督員の立会いのもとに行わなければならない。

(安全対策)

- 第8条 あらかじめ事故防止上必要な事項について打ち合わせを行い、当社の業務に支障を及ぼさ ぬよう、作業に起因する事故の防止に努めなければならない。 特に異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかなければならない。
 - 2. 作業員に対し、作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い知得させるものとする。
 - (1)作業員の健康状態、服装(安全帽の着用)等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。
 - (2) 工具及び保護具の使用前の点検及び使用上の指示をすること。
 - 3. その他、関係箇所と連絡を密にし作業を行うこと。